

1 議案名

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

2 提案理由

「徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）」の一部改正に伴い、同規則を引用している徳島県立学校処務規程（昭和49年徳島県教育委員会訓令第1号）について、所要の改正を行う必要がある。

3 関係法令

なし

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

教職員課

1 改正の背景

「徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）」の一部改正により、現行の規定における第14条が第10条に、第15条が第11条に、それぞれ繰り上げられる等の改正が行われた。

これに伴い、同規則を引用している徳島県立学校処務規程（昭和49年徳島県教育委員会訓令第1号）について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

当該訓令が引用している「第14条及び第15条」を「第10条及び第11条」に改める。

3 施行期日

令和8年5月 日（徳島県報掲載の日）

なお、改正後の規定は令和8年4月1日以後に行われた代決について適用し、同日前に行われた代決については、なお従前の例によることとした。

条 例 等 立 案 表

題 名 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令	課（室）名 教 職 員 課
	担当者名 山 本 尚 志
	電話番号 3 1 3 3
提案（制定）理由 徳島県事務委任規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。	
あらまし 1 徳島県事務委任規則の一部が改正されたことに伴う所要の整理を行うこととした。 2 この訓令は、令和8年5月 日から施行することとした。 3 1について、所要の経過措置を講ずることとした。	
関係法規 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（令和8年徳島県規則第31号）	
予算上の措置	
法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 否	パブリックコメント 実施 ・ 省略 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 対象外

徳島県教育委員会訓令第 号

各 県 立 学 校

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立学校処務規程（昭和49年徳島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

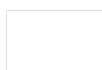
第7条第2項中「第14条及び第15条」を「第10条及び第11条」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年5月 日から施行する。
- 2 改正後の徳島県立学校処務規程の規定は、令和8年4月1日以後に行われた代決について適用し、同日前に行われた代決については、なお従前の例による。

徳島県立学校処務規程（昭和49年徳島県教育委員会訓令第1号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）<u>第10条及び第11条</u>の規定により知事から校長に委任された事務については、事務課長、事務室長又は事務長（以下「事務課長等」という。）が代決するものとする。</p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）<u>第14条及び第15条</u>の規定により知事から校長に委任された事務については、事務課長、事務室長又は事務長（以下「事務課長等」という。）が代決するものとする。</p>



令和8年5月1日

教職員課長 殿

徳島県教育委員会法令審査会会長

法令審査会の審査結果について（通知）

法令審査会の審査結果については、次のとおりです。

1 案件名

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令

2 審査結果

原案のとおり令和8年5月12日開催の定例教育委員会に付議することについて了承